

諮問日：令和元年10月4日（令和元年度（最情）諮問第45号）

答申日：令和2年8月24日（令和2年度（最情）答申第15号）

件名：特定の裁判官の職位の全てが記載された文書の開示判断に関する件（文書の特定等）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の裁判官に関する職位の全て（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「裁判官会議（第7回）議事録（平成31年3月6日開催）」（以下「本件対象文書1」という。）の抜粋部分に係る情報を提供した判断（以下「原判断」という。）について、当該情報を提供したこと及び特定の裁判官を特例判事補に指名した際の裁判官会議議事録（以下、「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示等の判断をなしていることは、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 釧路地方裁判所帯広支部によると官報に記載があるとのことだったが、文書が存在するにも関わらず一部のみしか開示されないのは違法である。
- 2 釧路地方裁判所帯広支部における裁判において、特定の裁判官は判事補として単独裁判を行ったものであり、最高裁判所の指名する特例判事補であるのかを知る上で開示を求めたものであり、最高裁判所が特例判事補を命じていない

のは不合理である。釧路地方裁判所帯広支部も釧路地方裁判所も誰も特例判事補であると証明していただけない。

- 3 議事録121枚が申出内容と無関係と判断するのは不合理であり、全てを開示すべきである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書については、特定の裁判官の全ての職が記載された文書（最新版）と整理し、本件対象文書1を対象文書として特定した。

本件対象文書1は全部で121枚と大部である上、原判断において開示した部分を除く部分は申出内容と無関係な記載であること、また、申出のあった情報には不開示情報が含まれないことを踏まえると、本件対象文書1そのものの開示より、本件対象文書1に記載された情報を提供する方が開示申出人の目的に沿うと認められることから、取扱要綱記第10の2により、本件対象文書1から対象となる情報を抜粋して開示の対象としたものである。

- 2 委員会への諮問後に苦情申出人が提出した意見書の記載内容を踏まえると、本件開示申出文書には、上記1の整理に加えて、特定の裁判官を特例判事補に指名したことが分かる文書も含まれることが明らかとなった。このことから、当該部分に係る対象文書を、本件対象文書2とした上で、改めて開示等の判断をすることが相当であると考えに至った。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                       |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 令和元年10月4日 | 諮問の受理                 |
| ② | 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受   |
| ③ | 同年11月5日   | 苦情申出人から意見書を收受         |
| ④ | 令和2年1月24日 | 審議                    |
| ⑤ | 同年2月21日   | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年3月26日   | 苦情申出人から意見書及び資料を收受     |

⑦ 同年7月17日 審議

⑧ 同年8月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断時には、本件開示申出文書を特定の裁判官の全ての職が記載された文書（最新版）と整理し、本件対象文書1の抜粋部分に係る情報を提供したが、当委員会への諮問後に苦情申出人から提出された意見書の記載内容から、本件申出は特定の裁判官を特例判事補に指名したことが分かる文書の開示を求める趣旨も含むものであったことが判明したため、当該部分に係る対象文書として、本件対象文書2を追加で特定した上で、改めて開示等の判断をすることが相当であると考えに至ったことである。本件開示申出書、本件苦情申出書及び苦情申出人が提出した意見書の記載内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記判断は合理的であるといえる。そのほか、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、本件対象文書2を追加して特定し、開示等の判断をすべきである。また、最高裁判所において、本件対象文書以外には本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

2 なお、苦情申出人は、本件対象文書1について、議事録全てを開示すべきである旨主張する。しかしながら、取扱要綱記第10の2は、「開示の申出があった司法行政文書の開示より別の司法行政文書の提示又は情報の提供をする方が開示申出人の目的に沿うと認められる場合は、これらの文書又は情報をもって開示の対象とすることができる」と定めており、最高裁判所事務総長は、これに基づいて本件対象文書1の抜粋部分に係る情報を提供したものと認められる。このことからすれば、苦情申出人の上記主張は採用できない。

3 以上のとおり、最高裁判所事務総長が、原判断において本件対象文書1の抜

粹部分に係る情報を提供したこと，本件対象文書2を追加して特定し，開示等の判断をすとしてしていることについては，当該情報の提供が取扱要綱記第10の2の定めに基づくものであると認められ，また，最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子